

オブジェクトコードは「見なし輸出」規制対象か

1. はじめに

我が国の「見なし輸出」規制強化に関する9月のパブリックコメント募集に当たり、私も若干の意見を提出しました。ところが**重要なことを1つ書き忘れていたのに気が付き**、本稿を書いています。

それは対象品目が、「見なし輸出」規制の本家である米国よりも広いという**問題**です。米国の規制対象は「技術とソースコード」です。一方、我が国規制案の対象は「技術（コンピュータプログラムも含む）」。そこにはあらゆる形態のプログラム（例えばCD、機械搭載など）が含まれます。範囲が広すぎる、オブジェクトコードは対象から外すべきではないかという**問題**です。

実をいうと、仮に今回忘れずにこの問題を提起したとしても、採用は難しかったのではないかと思います。

この意見の内容・意義、そしてなぜ採用困難と思われるのかについて、以下述べてみます。

2. 対象品目縮小論

2-1 米国規制との対比

「見なし輸出」規制の本家米国では「見なし輸出」の定義を次のように定めています。

EAR § 734.13 (2) Releasing or otherwise transferring “technology” or source code (but not object code) to a foreign person in the United States (a “deemed export”);

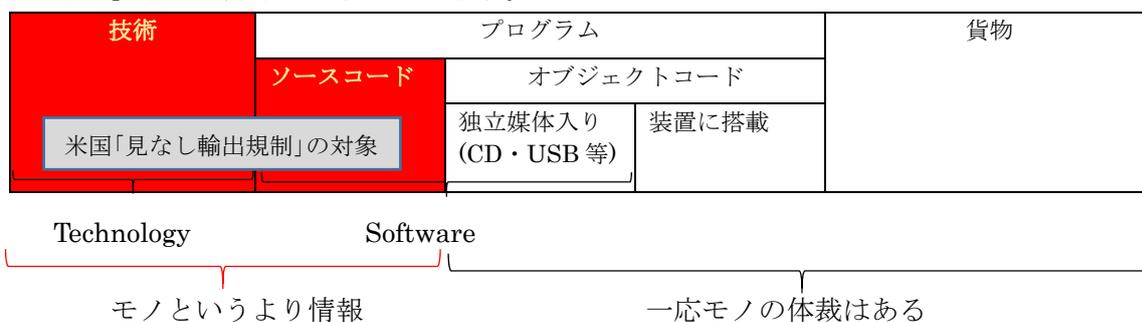
ご覧の通りオブジェクトコードは対象外とされており、それゆえ我が国もこれに倣ったらどうかということです。私もその線で、「中国式見なし輸出規制案の異質性」と題した文を書いたことがあります。<http://www.1st-xcont.com/ChinaDeemedExCont.pdf>

2-2 オブジェクトコード異質論

但し単に「米国もそうしている」だけで言うものではありません。米国が**技術とソースコード**だけを**対象**として取り上げオブジェクトコードが除外されるのには、**相応の理由がある**と思うからです。

そもそも「技術とソースコード」とは、なじみのない並べ方だと思いませんか？ ペアの作り方として、どこか不自然だと。普通なら「技術とソフトウェア」とか「技術とプログラム」としそうなものなのに。ところが実際の規定では、プログラム・ソフトウェアのうちソースコードだけを取り出して、それ以外と区別しているのですから。

規制対象の候補を「有形性の度合い」を物差しとして並べたのが次の図です。右側にいくほど、「形のあるもの」として認識しやすくなります。



前頁の図から見て取れるように、米国で「見なし輸出規制」の対象となっている左側グループは、モノというより情報であるという点において、右側グループと異なります。「いやオブジェクトコードも情報だけ」という声が聞こえてきそうですが、あれは人間がパッと見て理解できるものに非ず。すなわち「人間にとっての情報」とは言い難いと思います。

そして右側グループは、国外流出に対して、モノとしてのボーダー管理も原理上は可能です。(CDなどの独立媒体のボーダー管理は見落としが出やすいかもしれませんが、それは細則を設けることで対応可能かと思えます。現に日本では「特定記録媒体」として規制対象に加えることでカバーしています)

したがってオブジェクトコードは、海外への持ち出し時点で管理すれば十分、という考え方になるわけです。国内での受け渡し、すなわち「見なし輸出」での規制は不要ということです。

3. 採用困難の理由

3-1 「正真正銘」の非居住者向け規制とのバランス

我が国の現行規制では、来日したての留学生のような「正真正銘」の国内在住非居住者向けのオブジェクトコードを対象品目に含めています。

改正案が「特定類型」居住者を非居住者扱いするのは、この人たちに技術を渡せば「輸出するもの(或いは「正真正銘」の非居住者に渡すもの)と同じ」という考え方が基礎にあります。それゆえに「正真正銘」の非居住者向けと、「特定類型」居住者向けの規制対象品目の範囲は同じでなければならぬと考えるわけです。

3-2 「正真正銘」と「特定類型」をセットで改正したらどうか

バランスの問題があって「特定類型」居住者向けだけ対象品目からオブジェクトコード削除するのが難しいのはわかった。でもそれなら「正真正銘」の非居住者向け対象品目も一緒に変更するというやり方があります。

理屈はそうかもしれませんが、手続き上は頗る困難と私は考えます。

というのは、そのためには今回の意見募集の範囲外でも条文をいじる必要があるからです。もしそこまで手を加えたとすれば、条文の作り直し自体も大仕事ですが、その変更案について更に意見募集を行わねばなりません。

そうなれば改正スケジュールは大幅に延びることでしょう。また政府内部でも新規部分以外に手を付けることについて「それでは現行制度に誤りがあるというのか？」という声が出てくることも予想されます。私が現実性なしと考える所以です。

3-3 実務上の懸念

さきほどオブジェクトコードについて「海外への持ち出し時点で管理すれば十分」と述べましたが本当に実務的にきちんと管理するのは難しい面があります。

第1に、現状では「特定記録媒体」の規制制度は存在しますが、実務細則としてはメディア(CDのような)輸出時に税関で外為令該非をチェックする制度になっていません。

それならしかるべき実務細則を作ればよいというのが理屈ですが、はたしてそれだけで大丈夫な

のか？ 通関申告させるとしても、書き込まれた内容について一々チェックするのは大変だと思います。申告漏れもあるでしょう。また悪意のある輸出者の場合に、CD や USB メモリのような小さなものをこっそり持ち出せたりはしないでしょうか？（貨物の場合も、小さいものについては同様の問題がありますが、CD や USB メモリほど深刻ではないと思います） この辺は「本家米国」の運用経験を参考として議論が必要です。

4. むすび

これまで述べたように、オブジェクトコードを規制対象から外すかどうかは微妙な問題です。理屈としては外すのが順当な感じですが、現実には難しい要素があります。

しかし採否がどうあれ、パブリックコメントの機会に問題を提起し、政府の見解を求めることができたなら、有益であったと思います。やはり意見は提出すべきでした。

それをしないでは、ポイントをウヤムヤにしたまま「詳しいところはわからないが、どうもオブジェクトコードは規制対象らしいですわ」で済ましてしまうことになります。我ながらまことに遺憾なことでした。

他の方がパブリックコメントの形で問題提起して下さっていることを祈るのみです。